

近畿未利用食品活用協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は未利用食品の発生抑制及び発生時の有効活用を目的とし、次の各号に掲げる取組をもって食品ロスの削減に寄与するものとする。

- (1) 未利用食品の発生抑制及び有効活用のための情報共有
- (2) 近畿地域における食品ロス削減の取組に関する普及・啓発活動
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(名称)

第2条 本会は、「近畿未利用食品活用協議会」とする。

(区域)

第3条 本会の対象とする区域は近畿地域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）とする。

(事務局)

第4条 本会の事務局は近畿農政局経営・事業支援部食品企業課に置く。

第2章 会員

(対象者)

第5条 本会の会員（以下「会員」という。）となる対象者は、第3条で定める区域に事業所を有する食品関連事業者で、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 本会の目的に賛同し、本会の活動に協力しようとする者であること
- (2) 「近畿の未利用食品活用サポートネットワーク実施要領」（令和7年5月27日付7近経第343号近畿農政局長）を遵守する者であること
- (3) 近畿農政局ホームページ等において、組織の名称、業種等を会員として公表されることを了承する者であること
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと

(会費等)

第6条 本会に係る入会費及び年会費は無料とする。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、別記様式第1号の入会申請書を事務局へ提出し、事務局が協議会の会員として近畿農政局ホームページに名簿を掲載したことをもって会員となったものとする。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は退会したものとする。

- (1) 第5条に該当する者と認められなくなった場合
- (2) 会員より別記様式第2号の退会申請書が事務局へ提出された場合

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事務局は当該会員を除名できるものとする。

- (1) 法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められるとき
- (2) 会員、事務局又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められるとき
- (3) 本規約の規定に違反した又は本会の信用を著しく害したと認められるとき
- (4) その他本会の運営にあたり重大な支障が生じると認められるとき

第3章 雑則

(禁止事項)

第10条 会員は、次の各号の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 会員としての立場を利用して、特定の政治、思想、宗教等の活動を行うこと
- (2) 本会に言及することにより、本会又は公的機関が、会員の取組等を公認、保証等しているかのように誤解を与えること

(責任範囲)

第11条 会員間での取引又は契約等は、当該会員が自己の責任で行うものとし、事務局は何らの保証又は責任を負わないものとする。

(情報の取扱い)

第12条 事務局又は会員が入手した本会に関する情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に管理を行うものとする。

- 2 会員の利益を守る観点から、交流・連携の場において秘密情報を扱う場合には、参加する会員の了解を得て、適切な情報管理を行うものとする。

附 則

この規約は、令和7年5月27日から施行する。

年 月 日

近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課 宛

住所
組織名
代表者名

近畿未利用食品活用協議会入会申請書

近畿未利用食品活用協議会につきまして、入会申請します。

| | |
|-----------------------|-------------------|
| 住所 | 〒 |
| 組織名 | |
| 代表者名 | |
| 担当者 (部署、役職、氏名) | 部署： 役職： 氏名： |
| 担当者連絡先 (電話番号、アドレス) | 電話： アドレス |
| その他 (組織のホームページ等) | URL： |

- 添付資料
- 1 定款
 - 2 役員名簿
 - 3 組織概要 (組織図、事業内容が確認できるもの等)
 - 4 財務諸表

別記様式第2号

年 月 日

近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課 宛

住所
組織名
代表者名

近畿未利用食品活用協議会退会申請書

近畿未利用食品活用協議会について、退会を希望するので、申請します。